

よく知って、じょうずに活用

# 子ども・子育て支援新制度



森っこサンちゃん

## もくじ

1. 「子ども・子育て支援新制度」ってなあに? … 1ページ
2. 新制度における幼児の「教育・保育」の場 … 1ページ
3. 施設を利用するには「認定」が必要です …… 2ページ
4. 「認定」の要件は? …………… 3ページ
5. うちの子は、どうなるの? …………… 4ページ
6. 新制度の手続きは、どうするの? …………… 5ページ
7. 保育料のイメージ …………… 6ページ
8. 多子世帯の保育料の軽減 …………… 7ページ
9. ??なるほど?? Q&A …………… 8ページ
10. 地域子ども・子育て支援事業 …………… 10ページ

## 新制度の詳しい内容を知りたい方

「内閣府子ども・子育て支援新制度」のホームページをご参照ください。



<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索

## あきる野市役所

〒197-0814 あきる野市二宮 350 042-558-1111 (代表)

### 幼稚園、保育所等に関すること

児童課保育係 内線 (2651・2652) 042-558-1982 (直通)

### 学童クラブに関すること

児童課児童館係 内線 (2653)

### 手当、子育て支援サービス等に関すること

子育て支援課子育て支援係  
内線 (2641・2642) 042-558-1250 (直通)

あきる野市ガイド <http://www.city.akiruno.tokyo.jp/>

あきる野市 検索



森っこサンちゃん

「森っこサンちゃん」は、環境都市あきる野の実現に向けたあきる野市のイメージキャラクターです。お兄ちゃんと妹、ふたりそろって、「森っこサンちゃん」です。

あきる野市 森っこサンちゃんのお部屋 検索

あきる野市



# 1. 「子ども・子育て支援新制度」ってなあに？



子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートします。

新制度は、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指しています。



子ども・子育て支援新制度  
シンボルマーク

## 2. 新制度における幼児の「教育・保育」の場



幼稚園  
3~5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための教育施設



利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

保育所  
0~5歳

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設



利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

認定こども園  
0~5歳

教育と保育を一体的に行う施設



●幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です(平成18年に導入)。

●新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます。

特長

1 すべてのお子さんが利用できます

保護者が働いていないにもかかわらず利用できます。

2 ずっと長く、安心して利用できます

保護者の就労状況が変化しても継続して利用できます。

3 幅広く子育て家庭を支援します

「認定こども園」に通っていない子どもの家庭も含め、「子育て相談」「親子の憩いの場」などの子育て支援を受けることができます。

地域型保育  
0~2歳

施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0-2歳の子どもを預かる事業



●新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0-2歳児を対象とする事業を増やします。

●保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

利用者の実情にあわせて4種類

1 家庭的保育(保育ママ)

少人数(定員5人以下)を対象に、家庭的な雰囲気のなかで、きめ細やかな保育を行います。

2 小規模保育

少人数の(定員6~19人)の子どもを、家庭の保育と同じように、きめ細やかに保育します。

3 事業所内保育

会社の事業所内の施設などで、従業員の子とも地域の子ともと一緒に保育します。

4 居宅訪問型保育

障がいや病気などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域などの場合、保護者の自宅へ訪問し1対1での保育を行います。

## 子どもや子育てを取り巻く課題

- 急速な少子化の進行
- 待機児童問題
- 仕事と家庭の両立が難しい
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 児童虐待問題の深刻化

## 3. 施設を利用するには「認定」が必要です



制度の手続きは、これまでと大きく変わるものではありませんが、施設を利用するには認定を受けていただく必要があります。

認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

| お子さんの年齢 | 認定区分             | 利用できる時間                        | 利用できる施設                |
|---------|------------------|--------------------------------|------------------------|
| 満3-5歳   | 1号認定<br>(教育標準時間) | 施設によって異なります<br>※各園にお問い合わせください。 | 幼稚園<br>認定こども園          |
|         | 2号認定<br>(保育認定)   | 保育標準時間：最大11時間<br>保育短時間：最大8時間   | 保育所<br>認定こども園          |
| 0-2歳    | 3号認定<br>(保育認定)   | 保育標準時間：最大11時間<br>保育短時間：最大8時間   | 保育所<br>認定こども園<br>地域型保育 |

### 認定の有効期間

保育の必要性の事由にもよりますが、2号認定については小学校就学前まで、3号認定については、満3歳の誕生日までが基本となります。(詳細は8ページ Q&A を参照)

新制度の取組みは、市町村が地域のニーズを把握し、新制度の「教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」のメニューの中から地域のニーズに見合った内容で計画的に実施していきます。

あきる野市では、「あきる野市子ども・子育て会議」で審議を重ね、新制度の開始(平成27年4月)から5年間を計画期間とする「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実を目指します。

あきる野市子ども・子育て会議

検索



## 4. 「認定」の要件は？



🌻 保育を希望する場合の認定（2号認定・3号認定）については次の3点が考慮されます。

### 🌻 保育を必要とする事由

次のいずれかの要件に該当することが必要です

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自宅内での労働など基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、傷害
- 同居または長期入院などを行っている家族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- 虐待やDVなどのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市区町村が認める場合

### 🌻 保育の必要量に応じた区分

2号認定、3号認定を受ける方は、保育を必要とする事由に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分され、施設を利用できる時間が異なります。

| 区分     | 保育利用時間    | 保育を必要とする事由  |
|--------|-----------|---|
| 保育標準時間 | 1日 最長11時間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>🌻 週30時間以上の就労・内定・就学</li> <li>🌻 妊娠・出産、病気、障がい、介護・看護</li> <li>🌻 災害復旧 🌻 虐待・DV などのおそれ</li> </ul> |
| 保育短時間  | 1日 最長8時間  | <ul style="list-style-type: none"> <li>🌻 週30時間未満の就労・内定・就学</li> <li>🌻 求職中、介護・看護 🌻 育児休業中</li> </ul>                                 |

※平成27年3月1日現在で保育施設に在園しているおさんは、経過措置として「保育標準時間」で認定を受けることができます。

### 🌻 「優先利用」への該当の有無

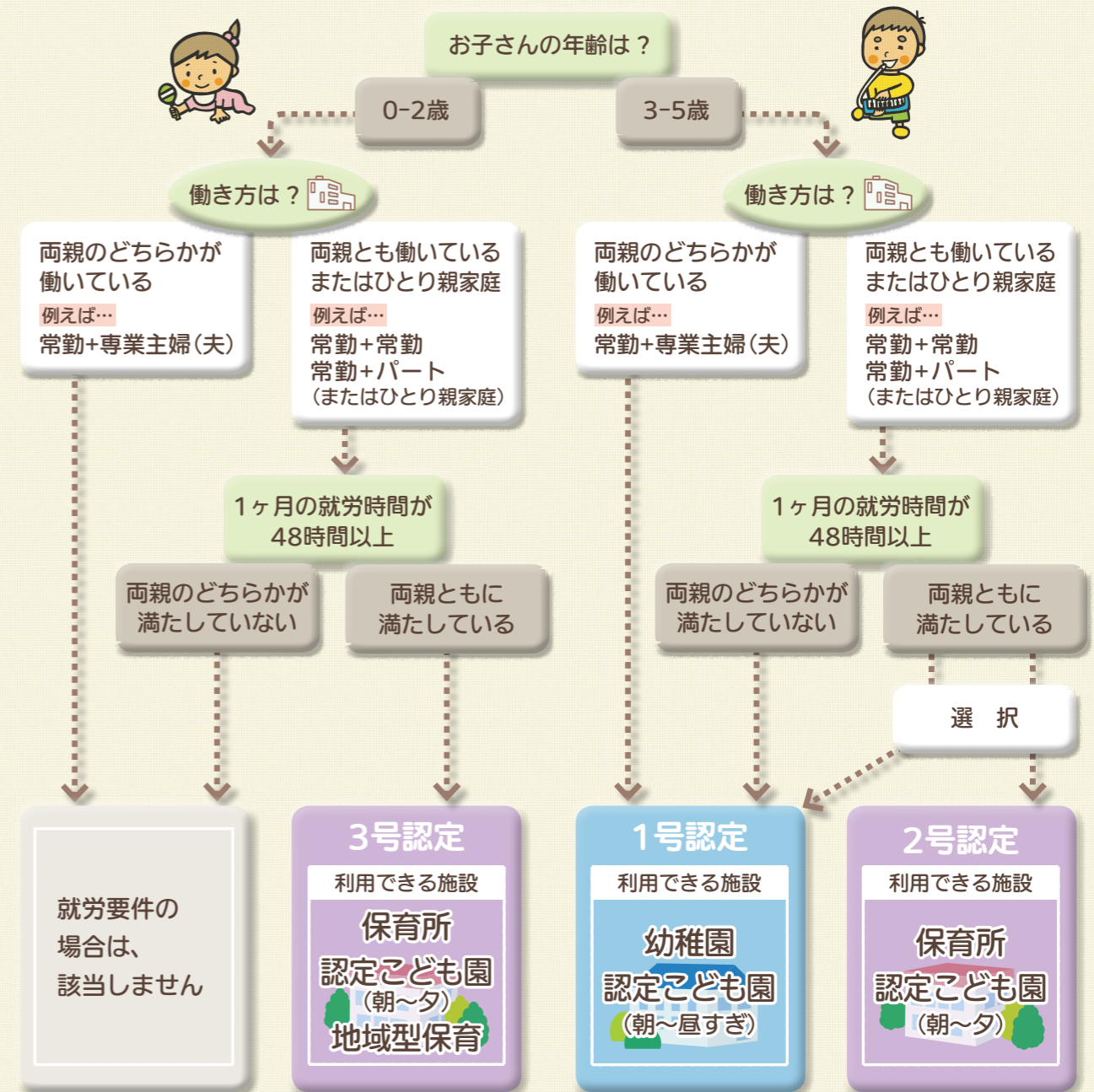
ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、おさんに障がいがある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

※保育の優先的な利用が必要と判断される場合がありますが、入所を保障するものではありません。（詳細は8ページ Q&A を参照）

## 5. うちの子は、どうなるの？



\*保護者が就労要件の場合



- 🌻 幼稚園……新制度に移行する園と現行のまま継続する園があり、どちらの園になるかは園の意思が尊重されます。平成27年度は、市内の各幼稚園が現行のまま継続となりますので「認定」を受ける必要はありません。平成28年度以降は未定です。入園については、今までどおり直接各幼稚園への手続きとなります。
- 🌻 認証保育所……「認定」を受けずに、今までどおり直接各認証保育所への入所手続きとなります。
- 🌻 認定こども園……市内の幼稚園、保育所で平成27年度「認定こども園」に移行予定の施設はありません。平成28年度以降は未定です。

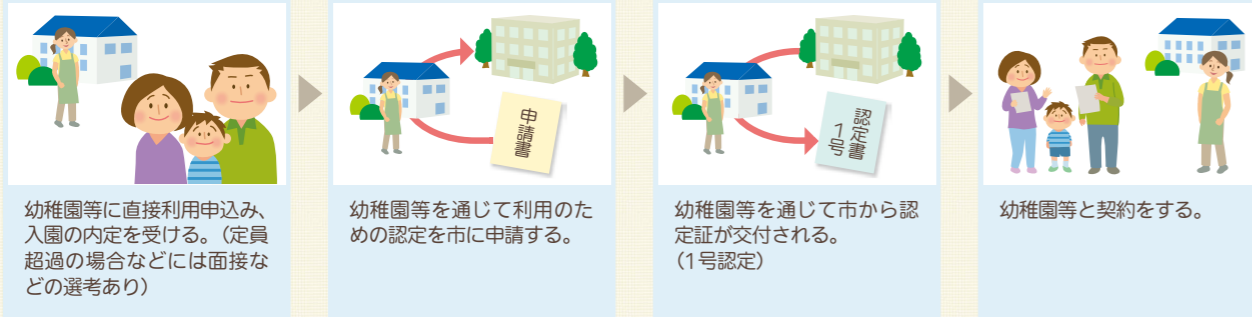




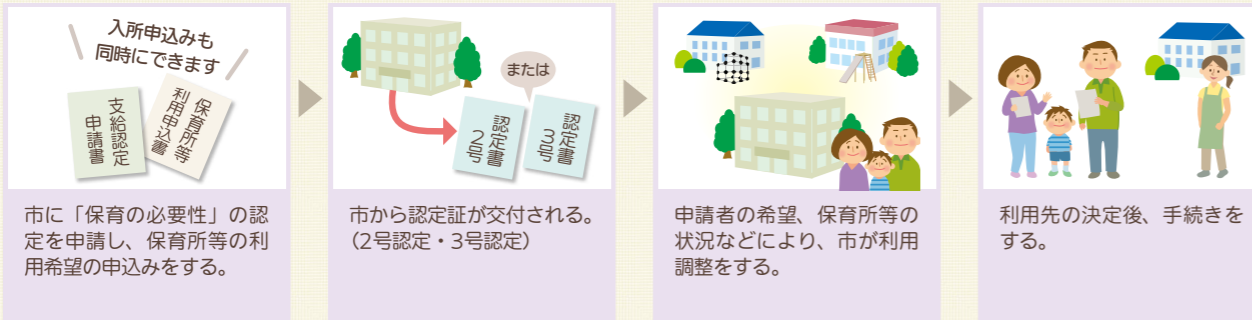
## 6. 新制度の手続きは、どうするの？

### 新規利用者の場合 1号認定

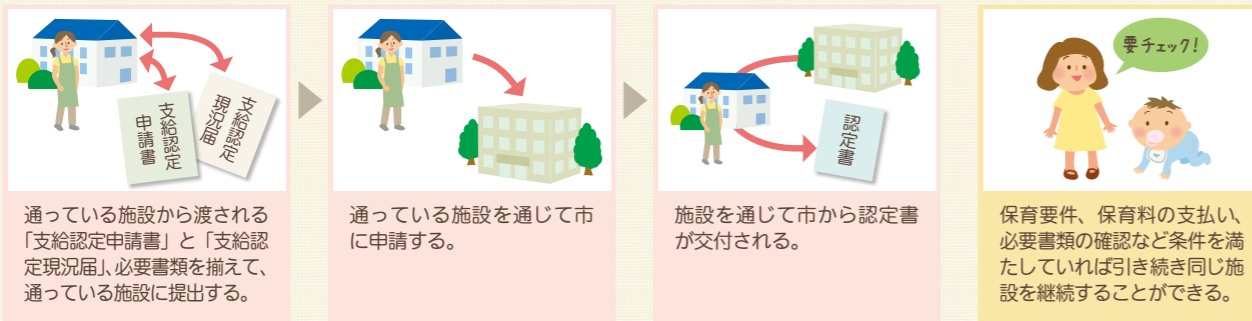
※平成27年度、市内の各幼稚園は新制度に移行しないため「認定」の申請は必要ありません。平成28年度以降は未定です。入園については、直接各園での手続きとなります。



### 新規利用者の場合 2・3号認定 共通



### すでに利用中の場合 1～3号認定 共通



契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

| 施設区分             | 契約先    | 保育料支払先 |
|------------------|--------|--------|
| 公立保育所            | 市      | 市      |
| 私立保育所            | 市      | 市      |
| 幼稚園・認定こども園・地域型保育 | 施設・事業所 | 施設・事業所 |



## 7. 保育料のイメージ

🌸 新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内で市が決めます。

🌸 保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

1号認定 (国が定めた上限額)

### 幼稚園、認定こども園

※教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ (月額)

| 階層区分                    | 保育料上限額  |
|-------------------------|---------|
| ①生活保護世帯                 | 0円      |
| ②市町村民税非課税世帯             | 9,100円  |
| ③市町村民税所得割課税額 77,100円以下  | 16,100円 |
| ④市町村民税所得割課税額 211,200円以下 | 20,500円 |
| ⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上 | 25,700円 |

●実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。

2号認定 (国が定めた上限額)

### 保育所、認定こども園、小規模保育 (3歳未満のみ)

※保育認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ (月額)

| 階層区分                    | 保育料上限額   |         |          |          |
|-------------------------|----------|---------|----------|----------|
|                         | 3歳以上     |         | 3歳未満     |          |
|                         | 保育標準時間   | 保育短時間   | 保育標準時間   | 保育短時間    |
| ①生活保護世帯                 | 0円       | 0円      | 0円       | 0円       |
| ②市町村民税非課税世帯             | 6,000円   | 6,000円  | 9,000円   | 9,000円   |
| ③市町村民税所得割課税額 48,600円未満  | 16,500円  | 16,300円 | 19,500円  | 19,300円  |
| ④市町村民税所得割課税額 97,000円未満  | 27,000円  | 26,600円 | 30,000円  | 29,600円  |
| ⑤市町村民税所得割課税額 169,000円未満 | 41,500円  | 40,900円 | 44,500円  | 43,900円  |
| ⑥市町村民税所得割課税額 301,000円未満 | 58,000円  | 57,100円 | 61,000円  | 60,100円  |
| ⑦市町村民税所得割課税額 397,000円未満 | 77,000円  | 75,800円 | 80,000円  | 78,800円  |
| ⑧市町村民税所得割課税額 397,000円以上 | 101,000円 | 99,400円 | 104,000円 | 102,400円 |

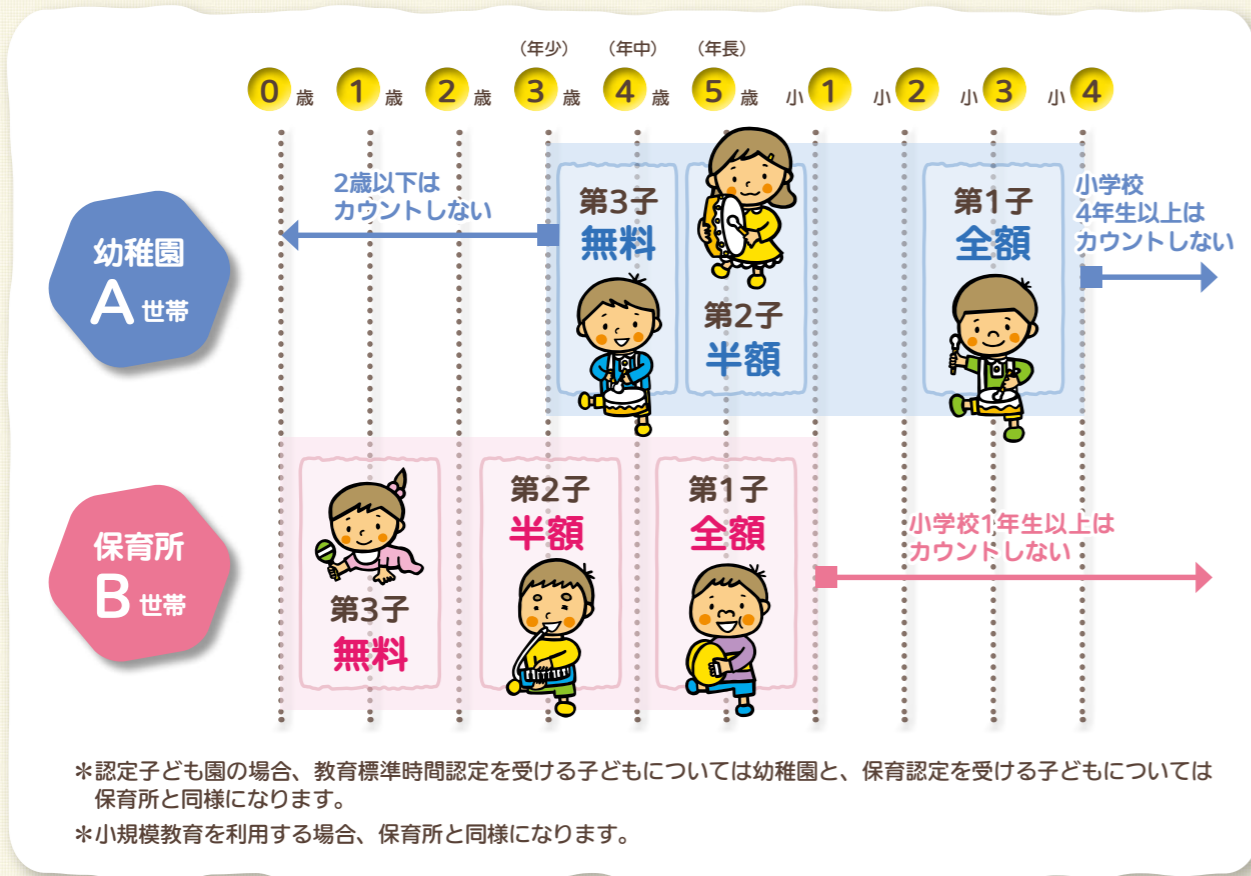
●保育が必要な時間により、保育標準時間 (11時間) と、保育短時間 (8時間) の2つの区分に分けられます。





## 8. 多子世帯の保育料の軽減

幼稚園や保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。



幼稚園… 年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

保育所… 小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

**！新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。**



### Q1 認定の有効期間は何年ですか？

有効期間の途中で認定事由に該当しなくなった場合はどうなりますか？  
また、支給認定現況届は毎年必要ですか？

A1 教育標準時間認定の有効期間は3年間（小学校就学前まで）を基本とします。

保育認定の有効期間についても3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日まで）を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、90日を基本的な有効期間として取り扱います。また、支給認定現況届は認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとします。

▶ 2P 参照

### Q2 保育所の「優先利用」に該当する場合は必ず入所できますか？

A2 ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障がいがある場合など、「優先利用」と判断される場合があります。ただし、入所を保障するものではありません。「優先利用」に限らず、施設の受け入れ枠が上回っている場合などは入所できないこともあります。

▶ 3P 参照

### Q3 新制度になると保育料はどうなりますか？

A3 新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内で市が定めます。保育料は毎年、前年度の市町村民税額に基づき決定されることになり、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）で料金が異なります。

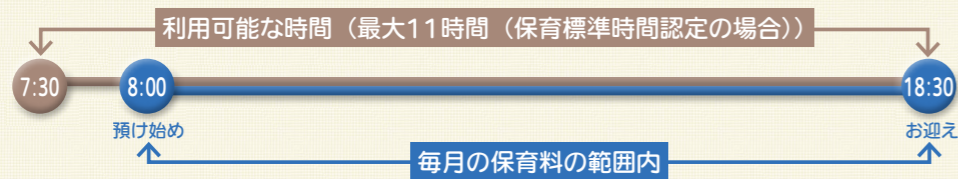
▶ 6P 参照





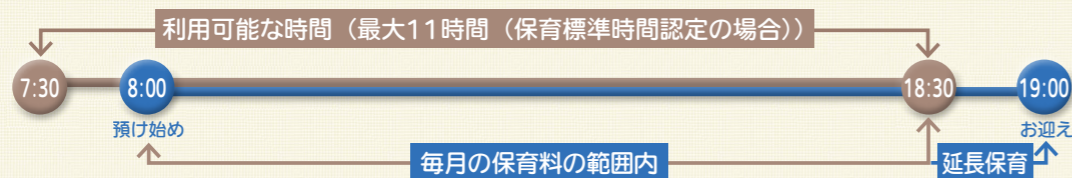
**Q4** 保育の標準時間認定（最大11時間）とは、子どもを預け始めた時間から最大で11時間は追加料金がかからないということでしょうか？

**A4** 保育標準時間認定の11時間とは、施設などが定める通常保育時間帯のことです。従って、この時間帯の範囲内であれば最大11時間まで追加料金なしで預けることができます。通常保育時間以外の時間から11時間追加料金なしで預けることができるわけではありません。（例：7時30分～18時30分までの11時間を設定している施設で、お子さんを8時から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは18時30分までとなります。）



**Q5** 施設が定めた通常保育の時間帯を超えて、子どもを預けることはできますか。また、その時間を超えた場合、保育料はどうなりますか？

**A5** 利用している施設が延長保育事業を実施している場合、施設が定めた通常保育時間を超え、延長保育を利用できます。その場合、延長保育料を負担する必要があります。（例：7時30分～18時30分までの11時間を設定している施設で、お子さんを8時～19時まで預ける場合、18時30分～19時は延長保育となります。）



**Q6** 学童クラブ事業の改善点は何ですか？

**A6** 今までは、小学校4年生までの児童が入会することができましたが、これからは小学校6年生まで入会することができることとなります。



## 10. 地域子ども・子育て支援事業

🌻 ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点事業」など、地域の様々な子育て支援をすすめていきます。

### 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となったお子さんについて、主として昼間において、幼稚園や保育所で一時的にお預かりします。

《あきる野市の事業》

★保育所での一時預かり事業

市内在住の就学前までのお子さんを保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときにお預かりします。市内12園で実施しています。

### 病後児保育事業

市内在住で、保育所に通所しているお子さんが病気の回復期にあるため、集団保育が困難な場合に保育所等の専用室でお預かりし、保護者の就労を支援します。

《あきる野市の事業》

★秋川あすなる保育園で実施しています。

### 子育て短期支援事業

市内在住の就学前までのお子さんを保護者が疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭での養育が一時的に困難な場合に、休日・宿泊を含め一時的にお預かりします。

《あきる野市の事業》

★乳幼児ショートステイ事業

児童福祉施設「東京恵明学園」（所在地：青梅市友田町）で実施しています。

### 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所です。

《あきる野市の事業》

★子育てひろば事業

市内3ヶ所（子育てひろば秋川あすなる・子育てひろばにしあきる・子育てひろばいつかいち）で実施しています。

### ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助をしたい方（提供会員）と育児の援助をして欲しい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

### 学童クラブ事業

放課後家庭において、就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図ります。

その他の地域子ども・子育て支援事業の紹介

妊婦健康診査  
乳児家庭全戸訪問事業  
養育支援訪問事業  
延長保育事業 など

